

河辺都市計画道路の変更（秋田市決定）

都市計画道路の名称を次のように変更する。

変 更 前	変 更 後
河辺都市計画道路 3 ・ 4 ・ 3 号前田和田 2 号線	秋田都市計画道路 3 ・ 4 ・ 7 6 号前田和田 2 号線

理 由

河辺都市計画区域が秋田都市計画区域に変更されることに伴い、変更する。

議案第7号関係

変更総括図

河辺都市計画道路の変更

3・4・3号 前田和田2号線

【秋田市決定】

凡 例

变更前

変更後

変更前	河辺都市計画道路3・4・3号前田和田2号線
変更後	秋田都市計画道路3・4・76号前田和田2号線

凡		例				
区	分	表	示	備	考	
行	政 区 域	—				
市	市 計 画 区 域	—				
都	市 街 化 区 域	—				
用 途 地 域	第一種低層住居専用地域		建ぺい率 (%)	容 積 率 (%)	壁面緑化率 (%)	
			30・40・50	50・60・80	1m	
	第二種低層住居専用地域		50	100	1m	
	第一種中高層住居専用地域		50・60・80	100・150・200	—	
	第二種中高層住居専用地域		60	200	—	
	第一種住居地域		60	200	—	
	第二種住居地域		60	200	—	
	準住居地域		60	200	—	
	近隣商業地域		80	200・300	—	
	商業地域		80	300・400・500・600	—	
	準工業地域		60	300	—	
	工業地域		60	200	—	
	工業専用地域		60	200	—	
	高度利用地区		注2参照			
	防火地域					
	準防火地域					
	風致地区					
	臨港地区					
	都 市 施 政	都市計画道路		注2参照		
		駅前広場				
都市計画駐車場						
都市計画公園						
都市計画緑地						
都市計画広場						
都市計画墓園						
都市計画河川						
下水処理場						
下水ポンプ場						
都市計画汚物処理場						
都市計画ごみ処理場						
都市計画学校						
都市計画大葬場						
都市計画ご畜場						
一団地の官公庁施設						
市街地開発区域	計画決定区域		□公園系下水道 □環境系下水道 □流域下水道			
	土地区画整理事業					
	実施区域					
	市街地再開発事業区域					
地区計画区域		平成12年C I D地区				
平						

容 積 率 (%)

建 ぺ い 率 (%)

注1 都市計画区域外(河川流域域)に指定されない区域は、容積率が50%、建ぺい率が50%です。

注1. 都市計画区域内で用途地域の指定のない区域は、容積率が20%、建ぺい率が70%です。
注2. 風致地区の建ぺい率は用途地域および注1の建ぺい率と異なる場合があります。

なる。黒沢地区の河べい率は川床面積および土1の河べい率と異なる場合がある。

1:25,000 (1km=4cm)

秋田空港

河辺都市計画公園の変更（秋田市決定）

都市計画公園の名称を次のように変更する。

変 更 前	変 更 後
河辺都市計画公園 4 ・ 4 ・ 1 号北野田公園	秋田都市計画公園 4 ・ 4 ・ 4 号北野田公園

理 由

河辺都市計画区域が秋田都市計画区域に変更されることに伴い、変更する。

議案第7号関係

変更総括図
河辺都市計画公園の変更
4・4・1号 北野田公園
【秋田市決定】
S=1:25,000

凡 例

変更前

変更後

変更前 河辺都市計画公園 4・4・1号北野田公園
変更後 秋田都市計画公園 4・4・4号北野田公園

凡 例		表 示	備 考
行政区域		—	—
都市計画区域		—	—
市街化区域		—	—
用地	第一種低層住居専用地域		建ぺい率(%)容積率(%)容積率(%)容積率(%) 30・40・50 50・60・80 1n 10m
	第二種低層住居専用地域		50 100 - 10m
	第一種中高層住居専用地域		50 80 1n 10m
	第二種中高層住居専用地域		50・60・60 100・150・200 - -
	第一種住居地域		60 200 - -
	第二種住居地域		60 200 - -
	準住居地域		60 200 - -
	近隣商業地域		80 200・300 - -
	商業地域		80 200・400・500・600 - -
	準工業地域		60 200 - -
	工業地域		60 200 - -
	工業専用地域		60 200 - -
	高度利用地区		-
	防火地域		-
都市施設	準防火地域		-
	風致地区		注3参照
	臨港地区		-
	都市計画道路		-
	駅前広場		-
	都市計画駐車場		-
	都市計画公園		-
	都市計画緑地		-
	都市計画広場		-
	都市計画墓園		-
	都市計画河川		-
	下水処理場		-
	下水ポンプ場		-
	都市計画汚物処理場		-
市街地開発事業	都市計画ごみ処理場		-
	都市計画学校		-
	都市計画市場		-
	都市計画火葬場		-
	都市計画と畜場		-
	団地の官公庁施設		-
	計画決定区域		-
	完了区域		-
	実施区域		-
	市街地再開発事業区域		-
	地区計画区域		-
	平成12年DID地区		-
	地区計画区域		-
	地区計画区域		-



河辺都市計画下水道の変更（秋田市決定）

都市計画下水道の名称を次のように変更する。

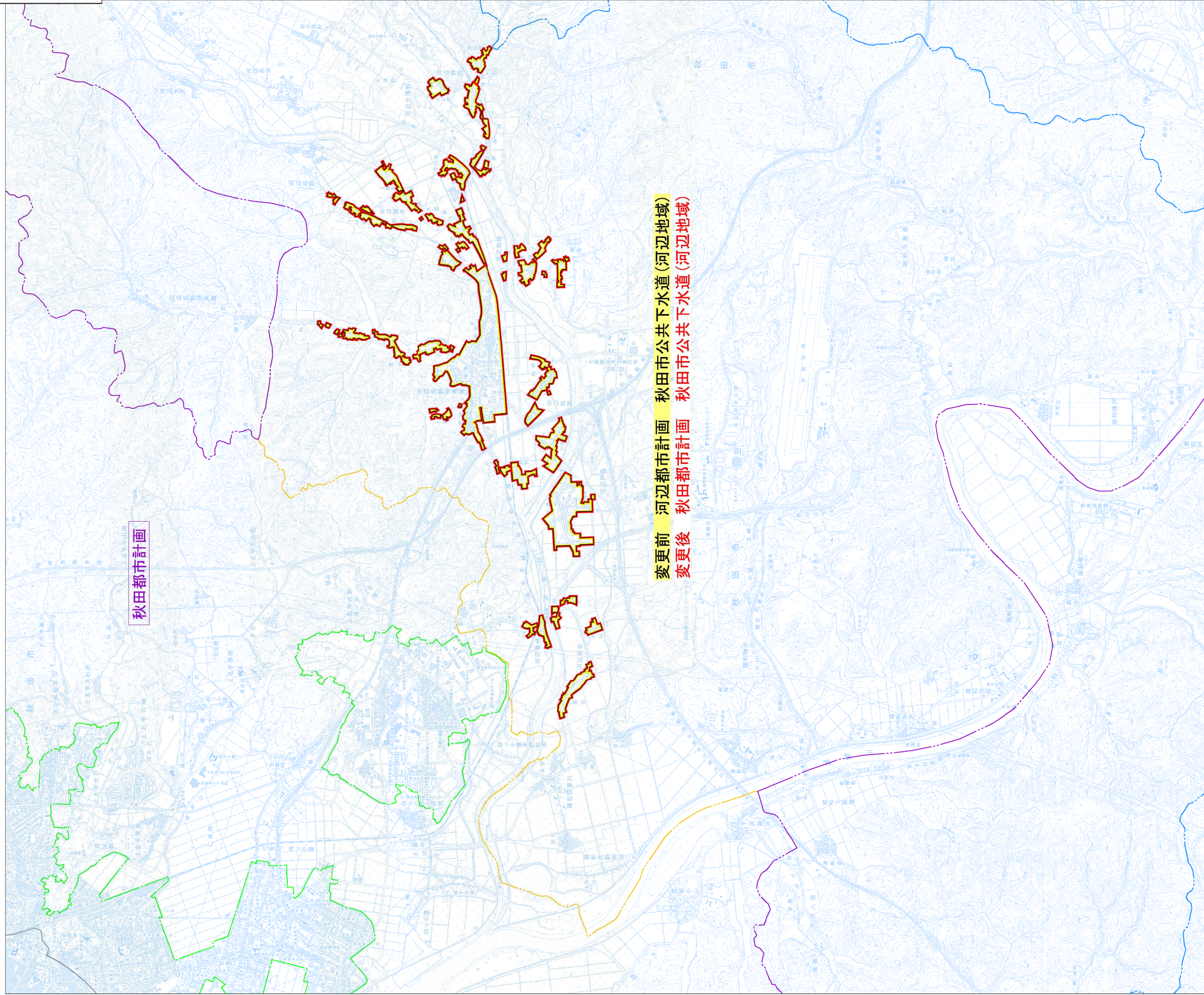
変 更 前	変 更 後
河辺都市計画下水道 秋田市公共下水道（河辺地域）	秋田都市計画下水道 秋田市公共下水道（河辺地域）

理 由

河辺都市計画区域が秋田都市計画区域に変更されることに伴い、変更する。

変更総括図
河辺都市計画下水道の変更
【秋田市決定】

議案第7号関係



秋田都市計画

変更前 河辺都市計画 秋田市公共下水道 (河辺地域)
変更後 秋田都市計画 秋田市公共下水道 (河辺地域)

凡 例

- 変更前
- 変更後
- 行政界
- 都市計画区域
- 市街化区域

河辺都市計画下水道の変更（秋田市決定）

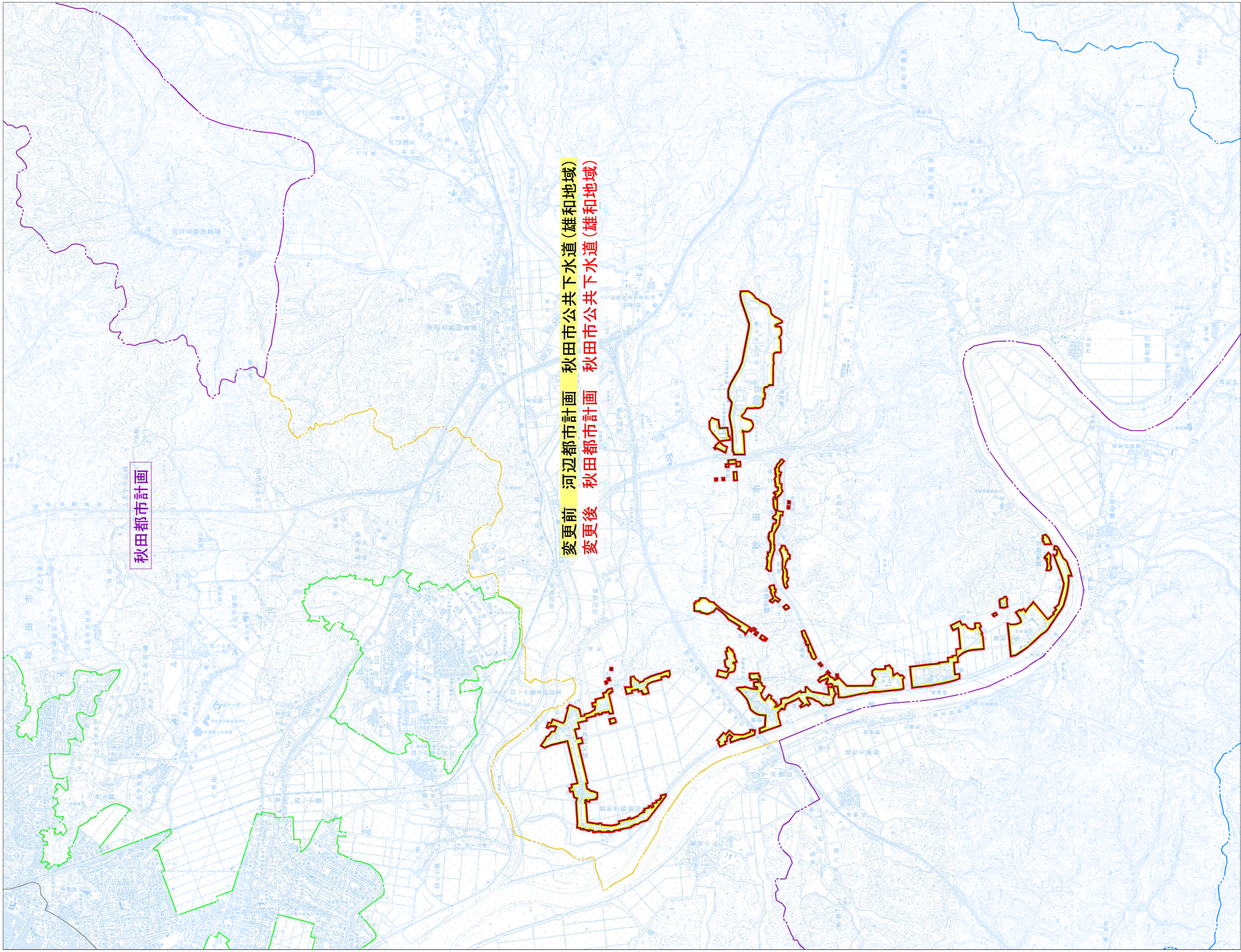
都市計画下水道の名称を次のように変更する。

変 更 前	変 更 後
河辺都市計画下水道 秋田市公共下水道（雄和地域）	秋田都市計画下水道 秋田市公共下水道（雄和地域）

理 由

河辺都市計画区域が秋田都市計画区域に変更されることに伴い、変更する。

変更総括図
河辺都市計画下水道の変更
【秋田市決定】



- 凡 例
- 変更前
 - 変更後
 - 行政界
 - 都市計画区域
 - 市街化区域

河辺都市計画と畜場の変更（秋田市決定）

都市計画と畜場の名称を次のように変更する。

変 更 前	変 更 後
河辺都市計画と畜場 河辺町と畜場	秋田都市計画と畜場 河辺と畜場

理 由

河辺都市計画区域が秋田都市計画区域に変更されることに伴い、変更する。

変更総括図
河辺都市計画と畜場の変更
河辺町と畜場
【秋田市決定】
S=1:25,000

凡 例
変更前
変更後

変更前 河辺都市計画と畜場 河辺町と畜場
変更後 秋田都市計画と畜場 河辺と畜場

凡 例		表 示	備 考
行政区域		—	—
都市計画区域		—	—
市街化区域		—	—
用途地域	第一種低層住居専用地域		建ぺい率(%)容積率(%)建蔽率(%)高さ制限(1m)10m
	第二種低層住居専用地域		50・40・5050・60・801m10m
	第一種中高層住居専用地域		5050・801m10m
	第二種中高層住居専用地域		60200—
	第一種住居地域		60200—
	第二種住居地域		60200—
	準住居地域		60200—
	近隣商業地域		80200・300—
	商業地域		80200・400・500・600—
	準工業地域		60200—
地区(注1)	工業地域		60200—
	工業専用地域		60200—
	高度利用地区		—
	防火地域		—
	準防火地域		—
	風致地区		注2参照
	臨港地区		—
	都市計画道路		—
	駅前広場		—
	都市計画駐車場		—
都市施設	都市計画公園		—
	都市計画緑地		—
	都市計画広場		—
	都市計画墓園		—
	都市計画河川		—
	下水処理場		—
	下水ポンプ場		—
	都市計画汚物処理場		—
	都市計画ごみ処理場		—
	都市計画学校		—
市街地再開発事業区域	都市計画市場		—
	都市計画火葬場		—
	都市計画と畜場		—
	一団地の官公庁施設		—
	計画決定区域		—
	完了区域		—
	実施区域		—
	市街地再開発事業区域		—
	地区計画区域		—
	平成12年DID地区		—

